

丹生川小学校いじめ防止基本方針

丹生川小学校 教育目標

心身ともにたくましく 進んで実践する子 ~やさしい子 かんがえる子 やりぬく子~

令和5年5月22日改定

丹生川小 仲良し宣言

- 1 仲間と一緒に元気に遊びます。
- 1 仲間を大切にし、人の話をしっかり聞きます。
- 1 仲間と仲良くし、誰にでも元気よくあいさつをします。
- 1 いけない事をしている人がいたら、勇気を出して注意します。
- 1 仲間外れをつくらず、一人ぼっちの人がいたら進んで声をかけます。

この宣言を守り、丹生川小学校を明るく元気な学校にしていきたいと思います。

平成24年度制定 丹生川小学校児童会

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「丹生川小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条 第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思っただけで見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・『学校が楽しい』と言える、『明日も来たくなる』と思う、児童が100%」を目指し、一人一人を大切に学校づくりに取り組むことを児童と教職員、保護者で共通理解を図る。
- ・児童一人ひとりが学校生活の中で主体的に学習や活動に参加できること、学校生活を楽しいと感じられることが、いじめの未然防止では何よりも大切である。
- ・すべての児童が安心できる「居場所づくり」に努め、信頼し合える「仲間関係づくり」を進めることが、安心できる学校づくりにつながる。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。教職員は、日常的な関わりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応することを児童生徒に伝える。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・事案を認知した際には、全教育活動をストップしてでも、早急に対応する。
- ・全ての教職員で全児童を見届け、組織的な指導体制により対応する。

(4) いじめの「解消」の定義

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が大切な学校・学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学校・学級経営、教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「なりたい自分」を中心にして自治的活動の推進を図り、積極的な生徒指導に取り組むことで、学校目標である「心身ともにたくましく進んで実践する子」を大切に教育を進める。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、で

きた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

- ・ 「わからない」 ことを出し合いながら、みんなで解決していく授業づくりをする。
- ・ 授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。また、「分からない」という児童への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。
- ・ 学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・ 「特別の教科道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」「判断力」を育む人権教育の充実を図る。
- ・ 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育「SOS の出し方教育」、こころの健康の保持に関わる教育を推進する。
- ・ 自分がどうしたいのかを他者に伝えたり、困った時に助けを求めたりすることの大切さを伝え、自分の気持ちを表現する力を育てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の上手な付き合い方について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童間の話し合いや、保護者も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童との信頼関係の構築

- ・ 教職員は、授業だけでなく様々な活動において児童とともに活動し、日ごろの継続的な見守りや声かけを何よりも大切にするこゝで、信頼関係の構築に努める。
- ・ 「学級・学校・地域に居場所がある」ということが感じられるように、児童の思いを受け入れ、心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 教職員間での情報共有

- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・ 学校は、どの子にもいじめが起こりうるという認識をもつ。児童が示すわずかな変化

であっても、気になる情報について教職員間で情報を共有する。

(3) 教職員の研修の実施

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、教職員一人一人が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集

- ・ いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）やハイパーQUの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

(5) 教育相談の充実

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、普段から児童の話を丁寧に聞き、相談内容に対して誠実に対応するとともに、日頃から児童理解に努める。
- ・ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・ 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・ 日頃から児童が悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努める。また、自ら相談したい人を全職員の中から指名し、相談できるようにするマイサポーター制度を取り入れ、児童がいつでも気軽に大人に相談できる体制を整える。

(6) いじめに関わる事案の報告

- ・ 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「5 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

(7) 関係機関等との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども発達支援センター、要保護児童等対策地域協議会、子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(8) 保護者との連携

- ・ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導をする。また、いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時の対応

【組織対応】

- ・ アンケート実施後は、担任だけでなく、学年主任や教育相談主任、生徒指導、教頭、校長で情報を共有することを徹底し、いじめの兆候を見逃さずに迅速に対応する。
- ・ 学校の教職員は一人に対応せず、速やかに学年主任・生徒指導・管理職に報告し、組織でいじめを認知し、対応する。
- ・ 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、いじめられた児童・いじめた児童・いじめを目撃していた児童から、組織で丁寧に事実確認や情報収集を行う。
- ・ いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安心安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、最優先に対応し、不安を取り除く。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・ いじめを受けた児童に対しては、保護者に速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明する。また、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・ いじめた児童には、なぜいじめが起きてしまったのかを考えさせるとともに、「いじめは許されない」ことを自覚させる。また、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた自動の継続的な指導・支援にあたる。

【大まかな対応】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定

- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
 - ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
 - ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
 - ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
 - ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
 - ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
- （注）番号は対応順序ではない。適宜、多方面に向けて対応する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・ 市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

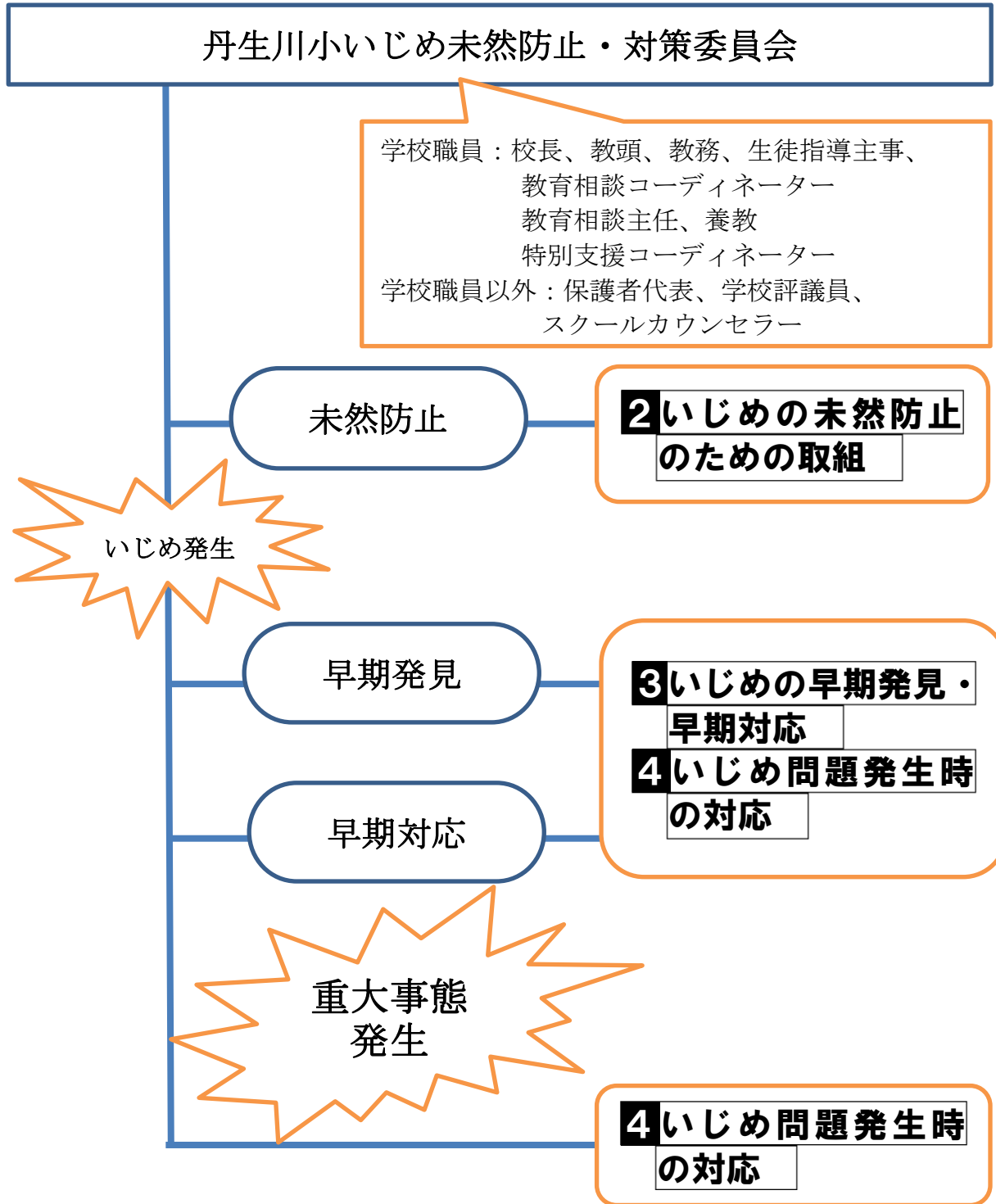
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、
教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー

- ・ 丹生川すくなく子教育連携会議においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

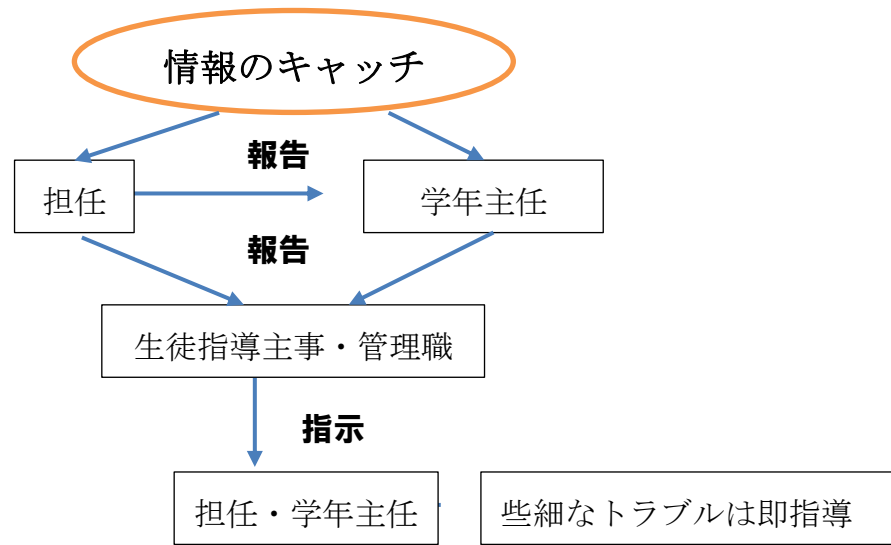
【組織とその取り組み】



いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、Webページ等による「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）等の発信 ・職員研修会の実施 ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・PTA総会で「方針」説明 ・マイサポーターを児童が選ぶアンケートの実施 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・すくなくっ子教育連携会議で「方針」説明 ・第1回Q-Uテスト、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた児童集会 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）の実施 ・教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・SOSの出し方教育 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会等） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・心のアンケート（記名式）の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・「学校評価アンケート」の実施 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・保護者向けネットいじめ研修の実施（家族ふれあい参観日） ・学年ブロック会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・「ストップ！いじめ宣言」強化月間 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回Q-Uテスト実施、 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童向けネットいじめ研修 ・心のアンケート（記名式）の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」、教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・教育相談の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・すくなくっ子教育連携会議で次年度の取組等の説明 ・心のアンケート（記名式）の実施 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

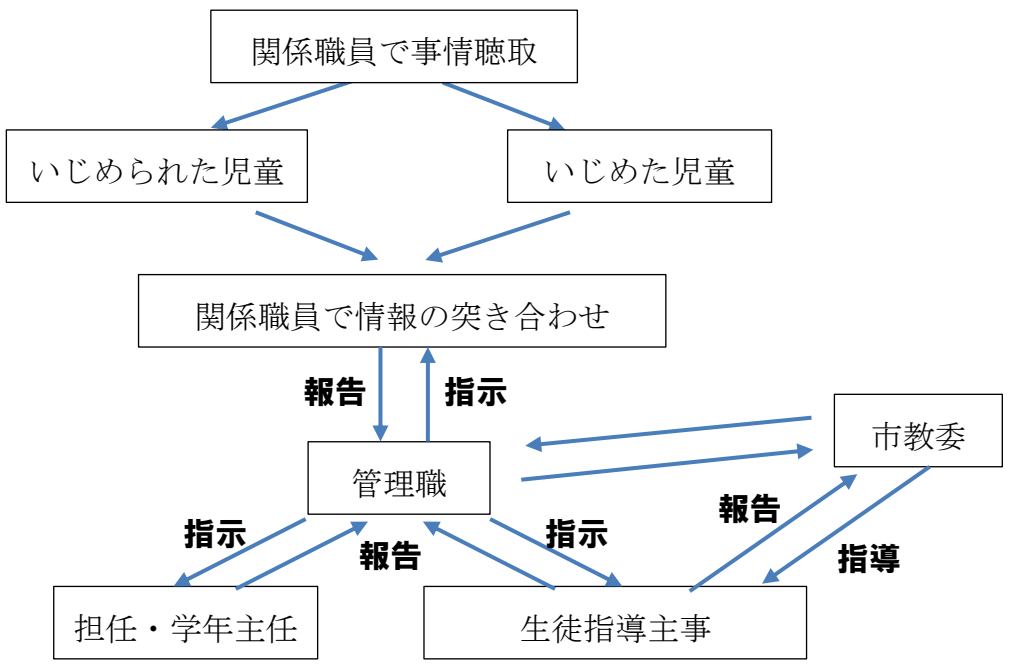
【いじめ問題発生時の教職員の動き】



いじめと認知・判断した時

丹生川小いじめ未然防止・対策委員会

報告・共通理解
 調査方針・役割分担決定
 具体的対応策・今後の方針周知



学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関する事
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関する事

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。